

国家戦略特区等ワーキンググループ運営要領

平成 25 年 5 月 10 日
国家戦略特区ワーキンググループ
令和 7 年 6 月 24 日
一 部 改 正

（運営）

第 1 条 国家戦略特区等ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の議事の手続その他ワーキンググループの運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（開催）

第 2 条 ワーキンググループは、座長が招集する。

（議事）

第 3 条 ワーキンググループは、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由によりワーキンググループを開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面をワーキンググループ委員に送付し、その意見を徴することをもって、ワーキンググループに代えることができる。

（審議の内容等の公表）

第 4 条 座長は、ワーキンググループの内容等を適当と認める方法により、公表する。

（雑則）

第 5 条 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、座長が定める。